

東京都医療的ケア児支援センターの相談受付状況と 医療的ケア児等コーディネーターとの連携

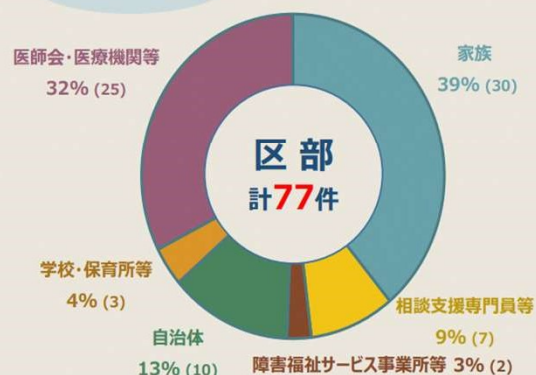
東京都医療的ケア児支援センター 相談員
小児プライマリケア認定看護師 中嶽直美

東京都医療的ケア児支援センター 区部 相談状況（令和5年4月～11月）

全体の相談件数 （個別支援）**77件** （地域支援）**90件**

■ 個別支援 特定の医療的ケア児と家族への個別の支援に向けた対応

相談者属性



相談等の内容

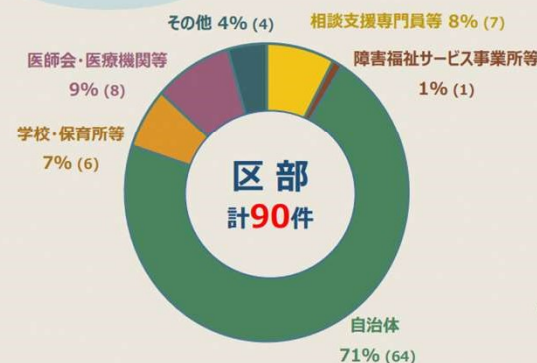


相談事例

- 運動発達に遅れのない医療的ケア児が利用できる児童発達支援の情報を知りたい。（病院看護師）
- 育児休業期間が終了するが、保育所の利用が3歳からであるため預け先がない。このままでは仕事が続けられないため困っている。（家族）

■ 地域支援 自治体・地域における支援体制を構築するための後方的な支援

相談者属性



情報提供等の内容



相談事例

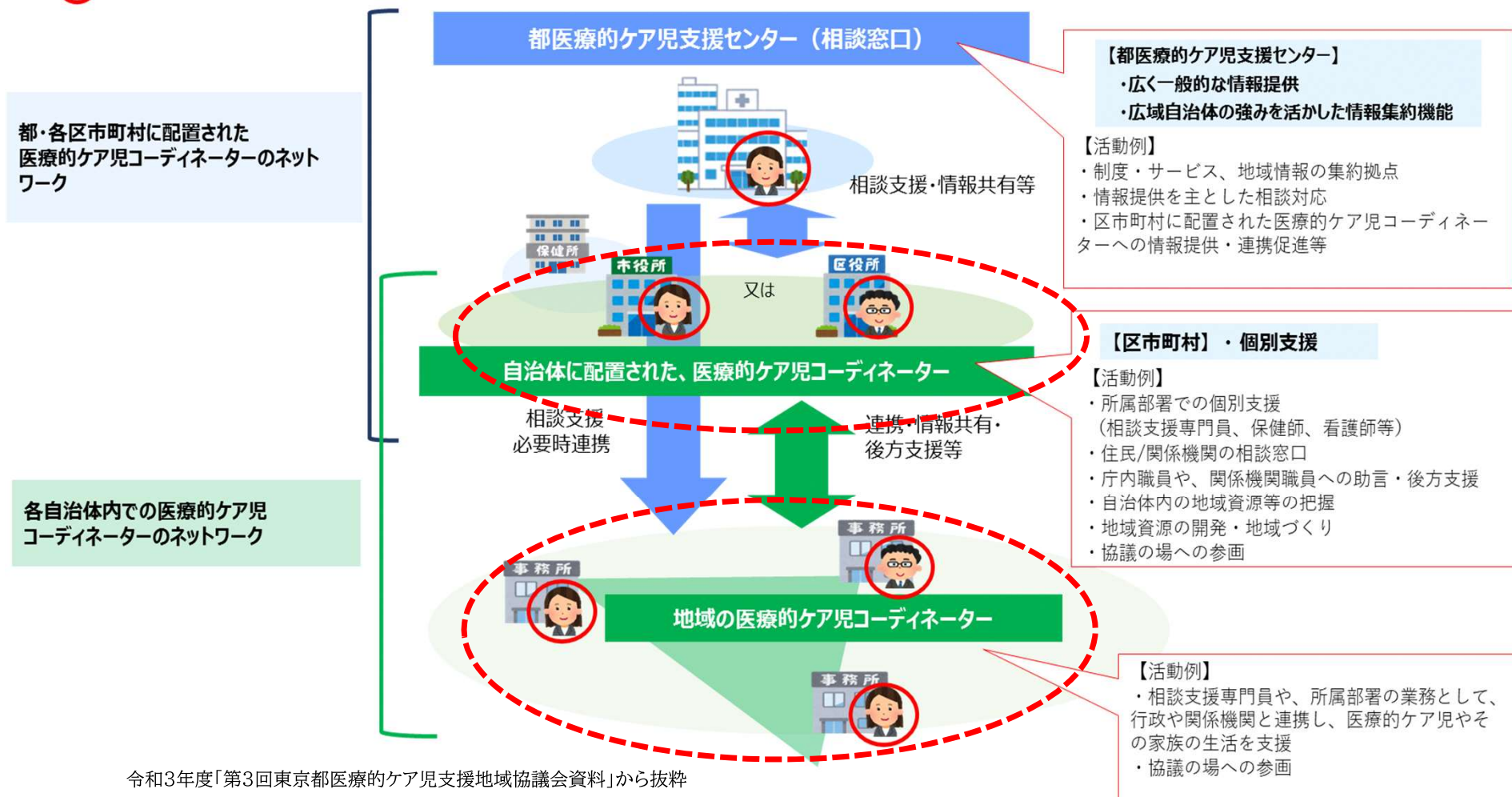
- 保育所における医療的ケア児の受入れに当たり、必要な感染症対策について教えてほしい。（区保育主管課）
- 次年度都内へ修学旅行を予定しているが、朝晩の胃ろうの注入の際に対応できる訪問看護事業所と夜間の緊急時に受診できる病院を紹介してほしい。（他県医療的ケア児支援センター）

東京都における医療的ケア児支援センター事業（令和4年度）

令和 4年 6月 2日
東京都福祉保健局

医療的ケア児支援センターと医療的ケア児コーディネーターの連携のイメージ

○：医療的ケア児コーディネーター

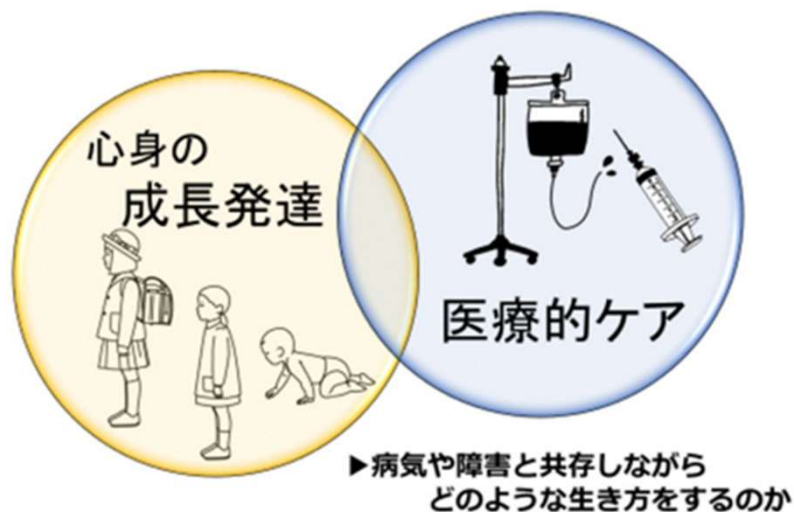


令和3年度「第3回東京都医療的ケア児支援地域協議会資料」から抜粋

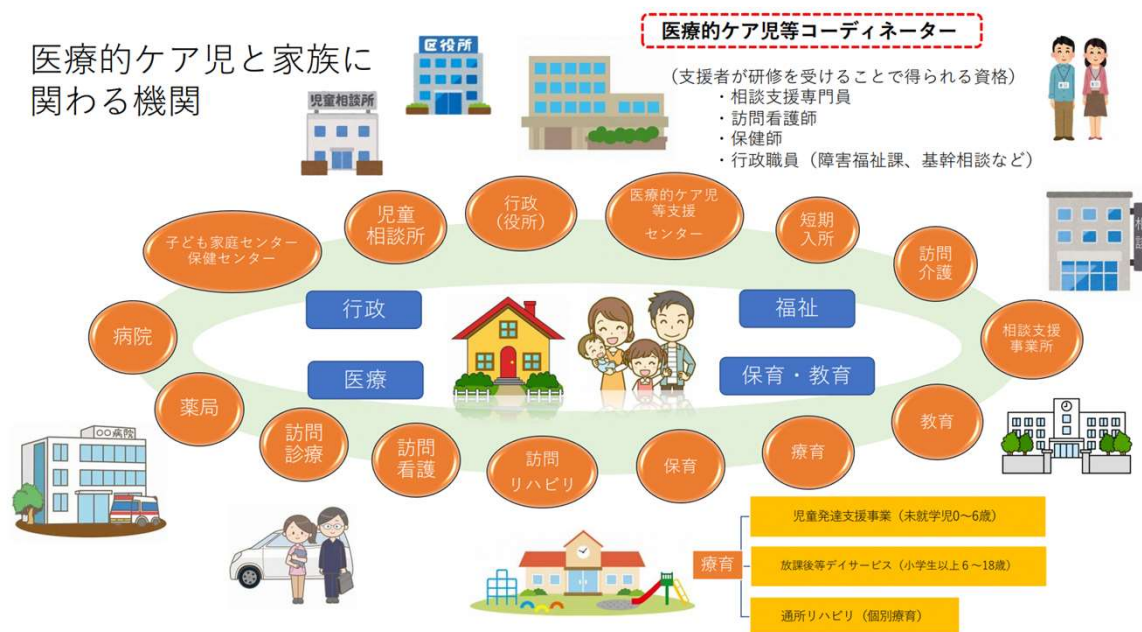
医療的ケア児等コーディネーターとは…

医療的ケア児等コーディネーターは、医療的ケア児が必要とする保健、医療、福祉、教育等の多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進する役割を担う

東京都福祉局のHPより

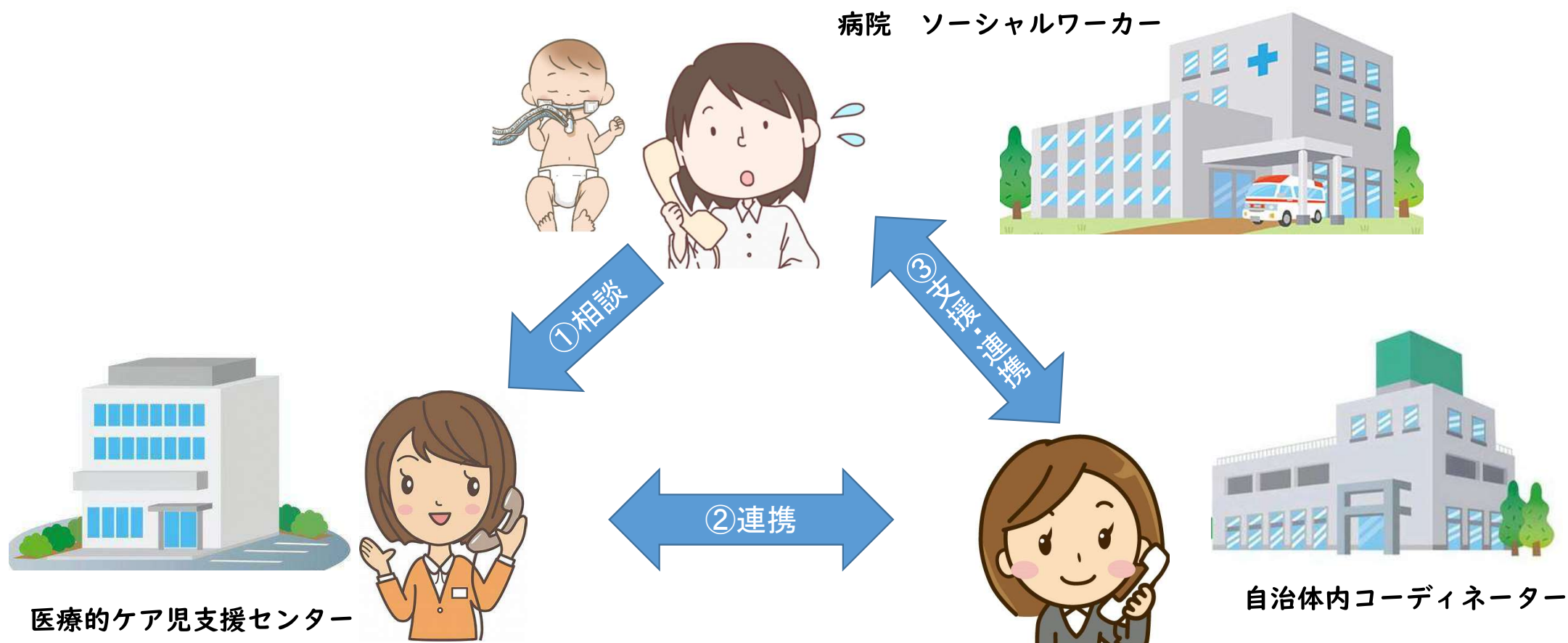


令和元年度厚生労働行政推進調査事業費補助金（厚生労働科学特別研究事業）
医療的ケア児等コーディネーターに必要な基礎的知識の可視化及び研修プログラム 資料より抜粋

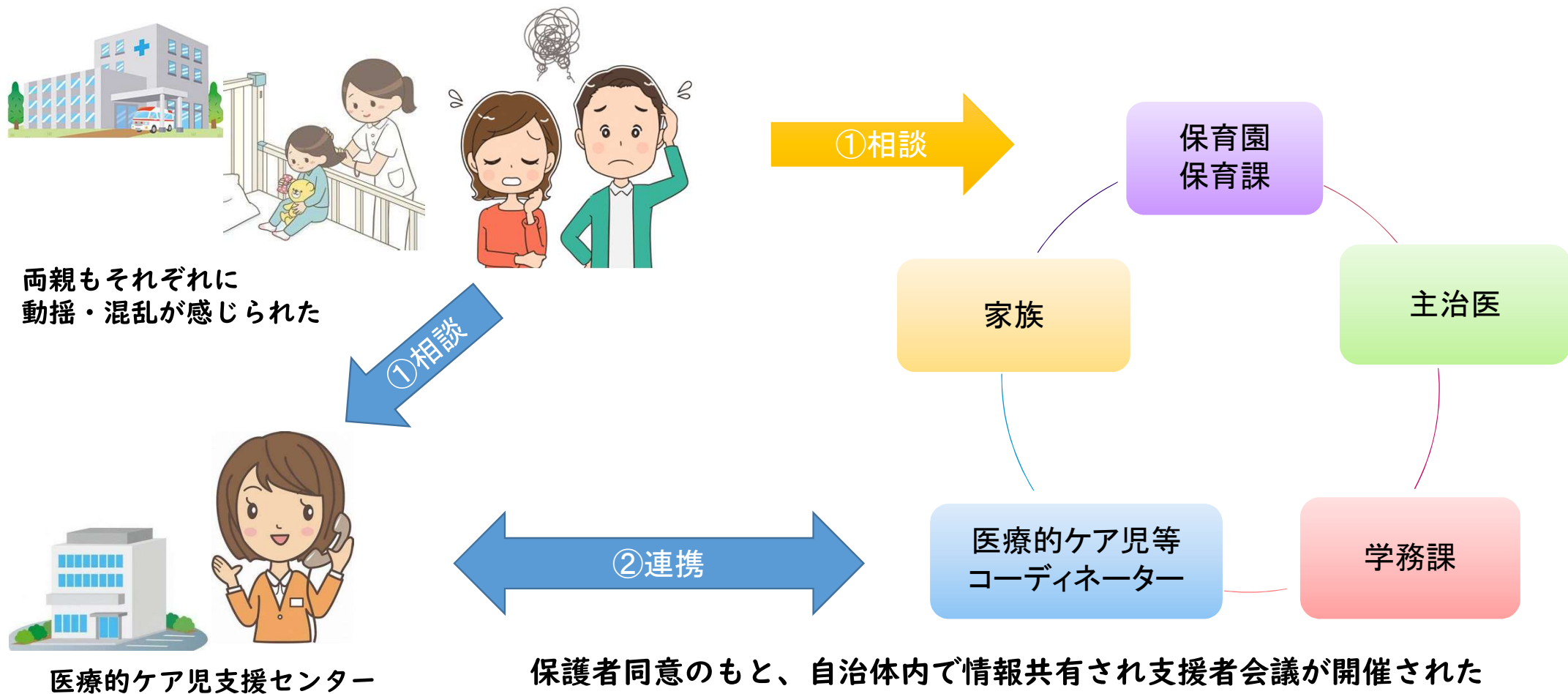


<医療機関からの相談例>

退院を目指すAちゃんと家族に対する退院前から切れ目ない支援



<保護者からの相談例> 突然1型糖尿病と診断された子どもの退院後の支援について



東京都医療的ケア児等コーディネーター支援体制整備促進事業

都では令和4年度までに428名の医療的ケア児等コーディネーターを養成しましたが、サービス報酬につながらない、知識・スキル不足等の理由で約半数が「医療的ケア児等コーディネーター」として活動できていません。令和5年度、東京都は下記のとおり財政支援を実施します。

Point 1 研修会や連携体制構築などに **420,000円** (都10/10)
(1自治体当たり3回/年まで)

Point 2 サービス等利用計画策定前の業務に
医療的ケア児1人あたり **32,000円** (都3/4 区市町村1/4)
(1人当たり8時間まで)

〔実施主体〕

右記の全ての要件を満たす

区市町村

- ①医療的ケア児等コーディネーターを配置していること
- ②医療的ケア児支援の協議の場を設置すること
- ③協議の場に医療的ケア児等コーディネーターを参画させていること
(令和5年度中は、上記①から③の計画を示すことで 要件を満たすこととする。)

東京都医療的ケア児等 コーディネーター支援体制 整備促進事業(2023年度～)

・サービス報酬につながらない
・知識・経験不足
などの理由で
医療的ケア児等コーディネーターとして
活動できていない実態があった

全国で医療的ケア児等コーディネーターが
増えている中で、先進的な東京都の事業

申請要件があり、まだ申し込みをしている
自治体は多くないのが実情です
今後、十分な活用が望めます



他区の取り組みについて

①相談先の明確化

- ・区内独自のポータルサイトやサポートブックを発行

②自治体内で相談窓口を設置

- ・基幹相談支援センター(直営・委託)・保健センター・こども発達センター等の相談窓口内に医療的ケア児等コーディネーターを配置し、退院前からの関わり(民間だと報酬がつかないので取り組みづらい)→時期みて民間の相談支援事業所へ繋いでいく

③庁内連携体制の構築

- ・庁内関係課での情報共有の同意をもらい、部門を跨いだ個別ケースの検討や共有フォルダを作成
- ・医療的ケア児等コーディネーター同士での連絡会を開催(自治体主催)

④保育・教育

- ・学校に認定特定行為業務従事者を配置、拠点となる保育所の看護師が巡回
- ・学校看護師(委託)
- ・受け入れ保育園の拡充、医療的ケア児クラスを設置

⑤学童クラブ

- ・医療的ケア児の受け入れ(医療的ケアの内容により、看護師配置での対応か、委託の訪問看護ステーションで対応)

⑥自治体内でレスパイト先を確保

- ・区と委託契約をした病院が医療的ケア児を預かる

●東京都医療的ケア児支援センターについて

区部:東京都立大塚病院内 ☎03-3941-3221 (豊島区南大塚二丁目8番1号)

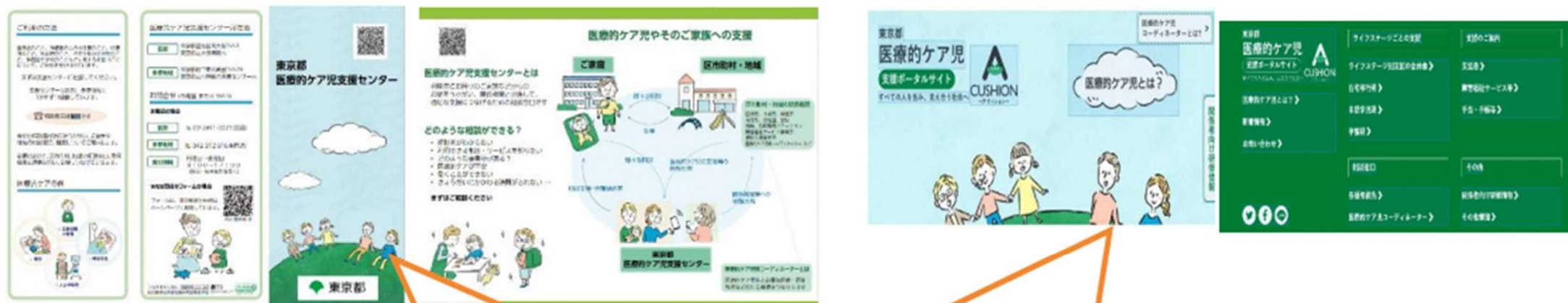
多摩:東京都立小児総合医療センター内 ☎042-312-8164 (府中市武蔵台二丁目8番地 29)

○相談受付:月～金曜日 9時～17時(祝日・年末年始除く)

○相談方法:専用電話・WEB お問合せフォーム

○利用対象者:都内在住の医療的ケア児やご家族、支援者、区市町村、関係機関など

○業務内容:医療的ケア児・そのご家族等に対する相談支援、区市町村・関係機関等への情報提供、連絡調整



リーフレット PDF データ
ダウンロード先は福祉局 HP から

『東京都医療的ケア児支援ポータルサイト』でご検索ください
(支援のご案内、相談窓口やライフステージごとの支援について)